

沼津市借上型公営住宅等建設費補助金交付要綱

平成16年6月28日

告示第136号

(趣旨)

第1条 市長は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を転貸し、もって生活の安定と社会福祉の増進を図るため、借上型公営住宅及び借上型共同施設（以下「借上型公営住宅等」という。）を建設する民間の承認事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 借上型公営住宅 沼津市借上型公営住宅等制度要綱（平成16年沼津市告示第135号。以下「制度要綱」という。）第2条第1号に規定する借上型公営住宅をいう。
- (2) 借上型共同施設 制度要綱第2条第2号に規定する借上型共同施設をいう。
- (3) 承認事業者 制度要綱第6条に規定する承認事業者をいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 借上型公営住宅等の建設に係る補助対象経費は、別表第1のとおりとする。ただし、住宅共用部分整備に要する経費について、本体工事と分離して積算することが困難な場合等にあつては、国土交通事務次官が定める公営住宅の標準建設費により算定される主体附帯工事費に別表第2の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる数値を乗じて得た額を住宅共用部分整備に係る経費とすることができるものとする。

- 2 前項に規定する補助対象経費に係る補助金の額は、それぞれ別表第1に掲げる経費の合計額の3分の2以内の額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする承認事業者は、沼津市借上型公営住宅等建設費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長が別に定める日までに補助金の交付申請を行わなければならない。

- 2 前項の交付申請は、当該事業の実施が複数年度にわたる場合は、各年度ごとに行うものとする。

(全体設計の承認申請)

第5条 前条第2項に規定する場合における交付申請は、当該交付申請に係る事業費の総額、年度ごとの事業費の額及び事業完了の予定時期について、借上型公営住宅等全体設計(変更)承認申請書(第2号様式)により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。当該事業に係る事業費の総額及び年度ごとの事業費の額を変更する場合も同様とする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定を受けた承認事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物(以下「財産」という。)については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

5 財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

6 複数年度にわたる補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、既に受領した建設費補助金を返還しなければならない。

7 補助金に関する書類を常に整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(変更の承認申請)

第7条 補助事業の内容を変更しようとする補助事業者は、あらかじめ借上型公営住宅等建設事業計画変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(中止又は廃止の承認申請)

第8条 補助事業を中止し又は廃止しようとする補助事業者は、あらかじめ借上型公営住宅等建設費補助事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出しな

なければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、借上型公営住宅等建設費補助事業完了実績報告書（第5号様式）に別に定める関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(請求)

第10条 補助事業者は、補助金の額の確定通知書を受領した日から起算して10日以内に、借上型公営住宅等建設費補助金請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 補助対象経費 | |
|--------|---|
| 1 | 住宅共用部分整備 |
| (1) | 廊下及び階段並びにエレベーター及びエレベーターホールの整備に要する費用 廊下及び階段並びにエレベーター及びエレベーターホール（個別の住宅に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。以下「共用通行部分」という。）の整備に要する費用（次の式により算定した額をいう。ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りでない。） |
| | $P = C \times \frac{S1}{S2} + E$ |
| | P：共用通行部分の整備に要する費用 |
| | C：住宅を含む建築物全体の建築主体工事費 (全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除いた額) |
| | S1：補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 |
| | S2：住宅を含む建築物全体の延べ床面積 |
| | E：エレベーター設備工事費 |
| (2) | 特殊基礎工事に要する費用 |

地盤の軟弱な区域（昭和62年建設省告示第1897号に定める基準に該当する区域をいう。）内における特殊基礎工事に要する費用で、杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

(3) 機械室（電気室を含む。）の整備に要する費用

(4) 避難設備の整備に要する費用

避難設備のうち、排煙設備、非常用照明装置及び防火戸（通路、階段及び出入口に設けるものに限る。）等の施設の整備に要する費用

(5) 消火設備及び警報設備の設置に要する費用

(6) 監視装置の整備に要する費用

監視装置の整備費のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター等に係る監視装置の整備に要する費用

(7) 避雷設備の設置に要する費用

(8) 電波障害防除設備の整備に要する費用

電波障害防除設備（住宅の建設によってテレビ聴視障害を受ける施工地区外の区域へのテレビ共同聴視設備をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

2 共同施設整備

(1) 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

(2) 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

(3) 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

(4) 通路の整備に要する費用

通路（公衆が住宅の出入等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

(5) 管理事務所（管理室を含む。）の整備に要する費用

(6) 立体的遊歩道及び人工地盤施設の整備に要する費用

(7) 集会所（公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース又は住民の自主運営による共同育児活動の場に供するスペースを含む。）の整備に要する費用

(8) 子育て支援施設の整備に要する費用

(9) 高齢者生活相談所の整備に要する費用

「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」（昭和63年2月15日付け建設省住建発第8号、厚生省社老発第7号）記2（1）に規定するシルバーハウジング・プロジェクトに係る高齢者生活相談所の整備に要する費用

(10) 生涯学習センターの整備に要する費用

「生涯学習のむら整備推進事業の実施について」（昭和63年7月16日付け建設省住建発第77号）1に規定する生涯学習のむら整備計画に基づく生涯学習センターの整備に要する費用

3 高齢者向け又は障害者向け設備の設置等

(1) 警報装置の設置に要する費用

警報の用に供する施設のうち、緊急通報装置及び火災報知器の設置に要する費用

(2) 高齢者又は障害者のための特別な設計の実施及び特別な設備の設置に要する費用

別表第2（第3条関係）

| 区分 | 主体附帯工事費に乗ずる数値 |
|------------------|------------------------------------|
| 低層住宅（地上階数2以下） | 100分の5 |
| 中層住宅（地上階数3以上5以下） | 100分の15（ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の10） |
| 高層住宅（地上階数6以上） | 100分の15 |

第1号様式

（第4条関係）

第2号様式

（第5条関係）

第3号様式

（第7条関係）

第4号様式

（第8条関係）

第5号様式

（第9条関係）

第6号様式

(第10条関係)